

等級及び職制上の段階ごとの職員数(2021年4月1日現在) - 須坂市 -

行政職給料表(一)適用

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師、主事補、技師補の 職務	38	8.0	主事	5	95	20.0	係員級
				技師	0			
				主事補	4			
				技師補	0			
				事務員	6			
				技術員	7			
				保育士	9			
				保健師	1			
				消防士	6			
				計	38			
2級	主任主事、主任技師の職務	57	12.0	主任主事	29	95	20.0	係員級
				主任技師	2			
				事務員	1			
				技術員	0			
				保育士	11			
				保健師	5			
				消防士	7			
				獣医師	0			
				管理栄養士	0			
				社会福祉士	2			
				計	57			
3級	係長(主幹、技幹の職務を除く。)、 担当係長(主幹、技幹の職務を除く。)、 主査、技査、企画主事、企画技師の職務	181	38.2	係長	4	181	38.2	係長級
				担当係長	10			
				主査	81			
				技査	12			
				企画主事	21			
				企画技師	6			
				園長補佐	7			
				保育士	16			
				保健師	8			
				管理栄養士	2			
				消防士	8			
				作業療法士	2			
				社会福祉士	0			
				主任介護支援専門員	1			
				主任徴税指導員	1			
				子ども家庭支援員	1			
課長補佐	1							
計	181							
4級	課長補佐、保育園の園長(副参 事の職務を除く。)、主幹、技幹 の職務	152	32.1	課長補佐	56	152	32.1	課長補佐級
				次長補佐	0			
				所長補佐	3			
				局長補佐	1			
				館長補佐	0			
				室長補佐	1			
				係長(主幹相当)	34			
				担当係長(主幹相当)	5			
				署長補佐	4			
				園長	10			
				所長	1			
				園長補佐(主幹相当)	3			
				分署長(副参事級を除く)	2			
				主幹	30			
				技幹	0			
				主査	2			
				事務局長・次長等(派遣)	0			
計	152							

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
5級	課長等(参事の職務を除く。)、 副参事の職務	24	5.1	課長(参事級除く)	15	24	5.1	課長級
				担当課長(参事級除く)	3			
				清掃センター所長	0			
				臥竜公園管理事務所長	1			
				学校給食センター所長	1			
				福祉事務所次長	-			
				議会事務局次長	0			
				消防次長	0			
				消防署長	1			
				分署長(副参事級)	0			
				園長(副参事級)	0			
				選挙管理委員会事務局長	-			
				監査委員事務局長	1			
				公平委員会事務局長	-			
				農業委員会事務局長	1			
事務局長・次長等(派遣)	1							
計	24							
6級	参事の職務(部局長等の職務を 除く。)	11	2.3	課長(参事級)	8	22	4.6	部長級
				担当課長(参事級)	1			
				農業委員会事務局長	0			
				議会事務局次長	1			
				消防次長	1			
計	11							
7級	部局長等の職務	11	2.3	部長	6	22	4.6	部長級
				水道局長	1			
				会計管理者	1			
				福祉事務所長	0			
				議会事務局長	1			
				教育次長	1			
				消防長	1			
計	11							
合計		474	100.0					

※須坂市では消防職、福祉職、企業職、技能労務職も同給料表を適用のため、適用級を基準とし相当職名に分類し計上している。

※4級の内訳欄記載の補佐職は5級の内訳欄に記載の各長に対応する補佐職である。(例:消防署長、消防署長補佐)

※主査未発令の保育士、保健師、消防士等にあつては、その基準職名(保育士、保健師、消防士等)で分類としている。

※5級の内訳欄の兼務職は人数欄を「-」で記載している。